



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法（14）
Author(s)	稗貫, 俊文; HIENUKI, Toshifumi
Citation	北大法学論集, 54(5), 59-61
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15243">https://hdl.handle.net/2115/15243</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(5)_p59-61.pdf



# 東アジア文化と近代法（一四）

## 東アジア比較法文化研究会

### 目次

はしがき

報告一 「東アジアにおける知的財産権の保護——日本における知的財産権の保護の最近の動向を中心に——」

報告二 「日本における表示規制の現状と課題」

稗貫 俊文（北海道大学）

稗貫 俊文（北海道大学）

向田 直範（北海学園大学）

報告三 「東アジア競争法の生成過程」

安田 信之（名古屋大学）

報告四 「日韓両国の独占規制の有効性の比較と東アジアの競争原理——民営化・知的財産・中小企業——」

稗貫 俊文（北海道大学）

報告五 「下請取引公正化に関する日韓両国法制の比較検討」

中山 武憲（名古屋経済大学）

報告六 「市場と文化——市場の普遍化／特殊性問題——へ向けて——」

今井 弘道（北海道大学）

## はじめに

文部科学省科学研究費補助金の支援をうけた「日韓経済法とその背景的文化的比較研究——アジア的競争原理の可能性の探求——」（平成二二年度基盤研究（B）研究代表者 稗貫俊文）は、最終の平成一四年度に、上海、ソウル、札幌で研究会を開催した。表示問題、下請け問題、知的財産という個々の報告を貫く共同研究のテーマは、東アジア競争原理の可能性の探求であり、二つの稗貫報告と安田報告がその基調を形成して、向田報告と中山報告を経て、今井報告が全体の総括を計るものとなっている。

稗貫の第一論文、向田の第二論文、安田の第三論文は、二〇〇二年一月三日から四日に上海大学で行われたシンポジュー

ムの報告論文である。稗貫俊文「東アジアにおける知的財産権の保護——日本における知的財産権の保護の最近の動向を中心に——」は、日本の知的財産権の保護を紹介する。それは日本経済の国際競争力の回復のためのものであるが、東アジアの知的財産権の保護のあり方を考えるうえで、貴重な契機になることを指摘するものである。向田直範「日本における表示規制の現状と課題」は、日本の近年の深刻な表示問題を取り上げる。安田信之「東アジア競争法の生成過程」は、東南アジアの競争法に対する技術的支援を行った経験を、生成過程として論じたものである。伝統的な取引文化と政府主導の競争法導入のギャップを論じている。

稗貫の第四論文、中山の第五論文は、二〇〇三年一月一二日ソウルで行われた経済法のシンポジュームの報告である。稗貫

俊文「日韓両国の独占規制の有効性の比較と東アジアの競争原理―民営化・知的財産・中小企業―」は、日韓の独占規制における濫用規制と独占行為規制の外形上の差異にもかかわらず、実質的な同質性を指摘するもので、その有効性を民営化、知的財産、中小企業について、具体的に論じている。中山武憲（名古屋経済大学法学部教授）「下請取引公正化に関する日韓両国法制の比較検討」も、濫用規制としての下請代金公正化の比較を詳細に行うものである。

今井の第六論文は、二〇〇三年三月一日に札幌（北海道大学）で行われた、総括的な論文である。今井弘道「市場と文化―市場の普遍化／特殊性問題―へ向けて―」は、上海で始まり、ソウル、札幌と展開したシンポジウムの成果として、はたして東アジア競争原理なるものがあるのか、その可能性は如何という課題を取り上げる。

私たちの東アジア経済法の今後四年間の共同研究は、東アジアの経済統合の理念とその経済的・歴史的・思想的な基礎を探るために、東アジアFTA構想を取り上げる方向に展開することになる。

（文責 稗貫俊文）